

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第2回 議会運営委員会			
開会日時	令和4年12月13日 午後1時08分 開会			
	令和4年12月13日 午後1時35分 閉会			
場 所	第3委員会室			
出席者数	委員定数6名中 出席者6名			
出席委員	山本 優	先川 和幸	—	
	芦田 宏治	山根 温子	熊高 昌三	
	石飛 慶久	—	—	
正副議長	大下 正幸	児玉 史則	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	毛利 幹夫	事務局次長	久城 祐二
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 一般質問の運営について			

3、経 過

【開会 13:08】

一般質問における質問者が答弁を求めない発言の確認について、議員より動議が提出されたため、議会運営委員会を開き協議を行う。

(1) 一般質問の運営について

「一般質問における質問方法について」を全委員で確認。

答弁を求めない発言について協議を行い、次のとおり委員等より意見があった。

市長に「恥の上塗り」「頭が悪い」「きもい」などの発言があり、まともに話ができない。

一般質問を行う議員の話のながれというのがある。「答弁を求めない発言」というのは要望で終わったらいけないという状況からできた申合せではないか。

答弁者に対して問題があるなら、議長が注意すればよい。

質問する議員によって市長の対応が違う。

最終的には議長の整理権となる。

一方的な意見を述べるのはよくない。

簡潔な感想を述べるのはよいのではないか。

○山本優委員長

お諮りする。

一般質問における運営について、一般質問一問一答方式要領により運営を行っている。

この度、一般質問の運営について再度確認し、基本的にはこの申し合せに基づいてすすめるが、最終的には議長の議事整理権によりすすめることを確認することで異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 13:35】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長